

要援護世帯除雪費助成事業

胎内市社会福祉協議会では、除雪で支払った経費（賃金）を高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などに対し、助成をします。

対象世帯 ※以下の3項目を全て満たす世帯

- ◎常に居住（生活）している世帯（長期入院若しくは施設に長期入所している世帯又は親族宅等へ冬期間滞在している世帯等を除く。）
 - ◎世帯員全員が自力での除雪が困難な世帯
 - ◎経済的な支援を求められず、かつ親族等からの支援が得られない世帯（子ども・兄弟姉妹・親戚から除雪をしてもらう場合は該当しません）
- 上記の条件に全てが該当する世帯で、次のいずれかに該当する世帯。

該当世帯

- 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯
- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 65歳以上の高齢者と児童（18歳未満）のみの世帯
- 配偶者のいない女子と児童（18歳未満）のみの世帯
- 世帯主が身体障害者手帳1級～4級に該当する世帯
- 社会福祉協議会長が必要であると認めた世帯



除雪の範囲と作業時間の目安

除雪の範囲は、生活をしている建物の屋根・玄関や裏口から公道までなど、除雪をしないと外出できず生活に支障をきたしてしまう必要最小限度の範囲としています。除雪の範囲が必要最小限度としていますので、作業時間の目安は、1回あたり30分程度（雪下ろしは除く）と考えます。

助成額・経費（賃金）基準

助成限度額 10,000円（除雪経費・賃金として）

個人（隣人）や地域組織団体等による除雪経費（賃金）基準額

手作業で除雪 ⇒ 250円（15分単位）【例】15分 250円 / 30分 500円

除雪機等で除雪 ⇒ 500円（15分単位）【例】15分 500円 / 30分 1,000円

シルバー人材センターや業者による除雪経費（賃金）基準額

実際に除雪で支払った経費（特に定めなし）

申請方法・申込期日

申請書に領収書（写し可）並びに作業内容や時間が確認できる内訳書を添付して、令和7年3月14日（金）までに社会福祉協議会・市役所（本所1階 福祉介護課地域福祉係、黒川支所1階 生涯学習課社会教育係）に提出してください。（申請書等の書類は、上記箇所を用意しております。）

実施主体・問い合わせ先

（福）胎内市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 **電話** 44-8682

この助成は、皆様からいただいた社会福祉協議会の会員会費を財源としています